

## 環境審査顧問会大気環境分科会

### 議事録

1. 日 時：平成21年9月29日(火) 14:00～15:10

2. 場 所：経済産業省別館10階 1042号会議室

3. 出席者

(顧問)

四方主査、植田顧問、近藤顧問、水野顧問、山本顧問、吉澤顧問

(経済産業省)

吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他

4. 議 題： 関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書について  
補足説明資料について  
環境影響評価準備書に係る審査書(案)について

5. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配布資料の確認

(3) 関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書について、事務局から「環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答」及び「補足説明資料」について説明を行った。また、「審査書(案)」について説明を行った後、質疑を行った。

(4) 閉会の辞

6. 質疑内容

< 審査書(案)について >

【顧問】 審査書(案)P15「1.1.2 騒音」の本文で、「防音壁や防音カバーを取り付けることとしている」としているが、防音壁や防音カバーを取り付ける場合の予測には周波数の概念を考慮する必要がある。施設の稼働に伴う騒音については、準備書 P8.1.1-144 と P8.1.1-145 に周波数の概念を入れた予測式が書かれているが、どのような周波数が卓越しているのか、周波数範囲はどうかなどの予測条件が記載されていないので、可能であれば、第 8.1.1.2-10 表に「卓越周波数」等の項目を追加してほしい。

【経済省】 事業者は、ある周波数を想定して計算しているはずなので、確認する。

- 【 顧 問 】 振動についても、周波数についての予測条件が記載されていれば合理的な予測をしていることが明確となるので、検討されたい。
- 【 顧 問 】 場合によっては、評価書にて対応をお願いしたい。
- 【 経 済 省 】 事業者を確認し、検討する。
- 【 顧 問 】 騒音、振動について、工事中的影響が最大になるのが 19 ヶ月、21 ヶ月とあるが、審査書(案)P7の工程表によれば、工事の後半になると新1号機、新2号機の運転が順次始まり、建設機械の影響と施設の稼働の影響が重なることになる。大気汚染については問題ないと思うが、騒音や振動についてはこれらが重なることの影響がありそうである。これらについて、どのように扱っているのか。
- 【 経 済 省 】 建設機械と施設の稼働は別の評価項目となっているので、それぞれの発生源に関する影響について見ていることになると思うが、確認する。
- 【 顧 問 】 審査書(案)P10及びP15の粉じん等について、割合の大きい予測地点Cでも影響が少ないとされているが、これは車両の割合(パーセント)による評価をしているものであり、準備書もそのような記載になっている。この地点は元々の交通量が少なく、そこに工事関係車両が加わるために割合が高くなっているので、例えば「国道250号と比べて元々交通量が少ない」等の記述を審査書に入れてはどうか。
- 【 経 済 省 】 検討する。
- 【 顧 問 】 審査書(案)P3の主要機器について、ボイラーの「放射二段/再熱貫流」という表現は正しくない。ここは「放射」、「二段再熱」、「貫流」という3つのボイラーの特性による型式を表現したもの。したがって2行書き分けであれば「放射二段再熱・貫流」に修正されたい。
- ボイラーの蒸気条件は1～3号機が亜臨界圧、4～6号機が超臨界圧であり、各号機について加重平均したものが発電所熱効率であったと思う。審査書(案)P17の表現には発電所単位に着目して評価したという主旨の記載がないので、「これらの措置により、『発電所の』発電電力量あたりの」とすべきである。補足説明資料P23では、発電所単位での評価とわかるよう「姫路第二発電所」としっかり記載している。可能であれば、現状のプラントの発電効率についての補足説明資料を提出してもらい、補足説明資料に追加することが望ましい。
- 審査書(案)P15の浮遊粒子状物質の単位はppmではなくmg/m<sup>3</sup>ではないか。
- 【 経 済 省 】 記載について検討し、修正する。

【 顧 問 】 審査書(案)P17の最後の段落は、どのような意味か。

【 経 済 省 】 これまでは、京都議定書目標達成計画や電事連の自主行動計画との関係について説明してきたが、本件以降は発電所の運転開始が第一約束期間の後になってしまうことになる。現時点で第一約束期間以降の自主行動計画のような目標ができていれば、これまでと同じような記載ができるが、今のところ具体的な目標はできていない。このため、審査書(案)では従来の審査書の記載と同様に、実行可能な範囲で低減していると判断した上で京都議定書の関係について「約束期間以降である」と記載し、次の段落で本事業が二酸化炭素の低減に寄与する性質を持っていることを追記している。

【 顧 問 】 京都議定書目標達成計画との整合性について記載することとなっているためか。

【 経 産 省 】 本来ならば国の目標と整合していることについて記すべきだが、発電所に関する具体的な目標等がないため、このような表現にしている。

【 顧 問 】 P17の最終段落は、「なお、京都議定書目標達成計画については、・・・(中略)・・・第一約束期間(2008～2012年)以降となるため関係しない。」等の表現に見直してはどうか。

【 経 産 省 】 検討する。

以 上